

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度「本巢市一般会計予算」における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金	628,780 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	(258,910 千円)

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	3,496,232 千円
--	--------------

（単位：千円）

区 分		30年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源				一般財源
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1	社会福祉 障害者福祉、高齢者福祉、 児童福祉、生活保護など	2,039,824	881,174	376,080	0	53,744	728,826
2	社会保険 国民健康保険、後期高齢者 医療保険、介護保険など	1,144,453	31,431	151,484	0	0	961,538
3	保健衛生 医療、健康増進事業、予防 対策事業など	311,955	12,208	3,771	0	15,469	280,507
計		3,496,232	924,813	531,335	0	69,213	1,970,871

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の平成30年度予算額の17分の7に相当する額とする。

※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源に充当する。